

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症対策における重症患者数等の情報提供について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菀 敏

新型コロナウイルス感染症対策における重症患者数等の情報提供について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、本会に対し標記の事務連絡があり、医療機関のWEB調査の入力への協力依頼がありました。

医療機関のWEB調査につきましては、本会より令和2年3月27日付(健Ⅱ347)(地496)の文書「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について(協力依頼)」等をもってご案内し、医療機関での入力についてご協力を依頼しておりました。

また、別添の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ(その2)」では、「医療機関週次調査シート」を「医療機関週次調査シート兼医療用物資緊急配布調査シート」と改め、国等から医療機関への医療用物資の緊急配布は、この調査の結果を踏まえたものとなるとされております。(令和2年4月30日付(健Ⅱ82F)「地域外来・検査センター運営マニュアル」の送付について」に同封して送付済み。)

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の重症患者を対象とした医薬品の国内使用について検討が行われており、当該医薬品は全世界共通で供給数が限られていることから、医療機関ごとのECMO又は人工呼吸器を使用している患者数の報告をもとに決定された数量が日本へ配送される可能性があることを踏まえ、WEB調査への漏れのない入力と随時更新を依頼するものです。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下の特に関係する医療機関等への協力方依頼につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(地 87) (健 II 90)

令和 2 年 5 月 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症対策における重症患者数等の情報提供について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

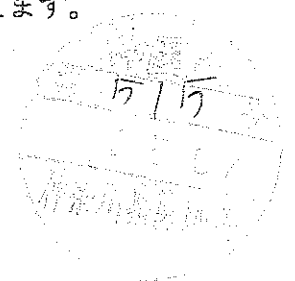
今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、本会に対し標記の事務連絡があり、医療機関のWEB調査の入力への協力依頼がありました。

医療機関のWEB調査につきましては、本会より令和2年3月27日付(健II347)(地496)の文書「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について(協力依頼)」等をもってご案内し、医療機関での入力についてご協力を依頼しておりました。

また、別添の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ(その2)」では、「医療機関週次調査シート」を「医療機関週次調査シート兼医療用物資緊急配布調査シート」と改め、国等から医療機関への医療用物資の緊急配布は、この調査の結果を踏まえたものとなるとされております。(令和2年4月30日付(健II82F)「地域外来・検査センター運営マニュアル」の送付について)に同封して送付済み。)

本事務連絡は、新型ウイルス感染症の重症患者を対象とした医薬品の国内使用について検討が行われており、当該医薬品は全世界共通で供給数が限られていることから、医療機関ごとのECMO又は人工呼吸器を使用している患者数の報告をもとに決定された数量が日本へ配送される可能性があることを踏まえ、WEB調査への漏れのない入力と随時更新を依頼するものです。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下の特に関係する医療機関等への協力方依頼につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

追って、配布の流れとして、4月24日付報道発表資料「医療用物資の配布状況と医療機関の緊急時への対応について」をご参考までに添付しましたことを申し添えます。



事務連絡
令和2年4月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症における重症患者数等の情報提供について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の重症患者を対象とした医薬品の国内使用について検討が行われているところです。

当該医薬品は、全世界共通で供給数が限られていることから、医療機関ごとのECMO又は人工呼吸器を使用している患者数の報告をもとに、それぞれの国の状況を踏まえ決定された数量が日本へ配送され、各医療機関に配分されることとなる可能性があります。

このため、厚生労働省から医薬品の製造販売業者に対し、ECMOまたは人工呼吸器を使用している患者数及びこれらの医療を提供している医療機関名を確実に把握し、必要薬剤数を適切に情報提供する必要があり、別添のとおり、令和2年4月24日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その2）」において、本件に係る調査項目（日次調査シート（3）、記入要綱2頁（3）④～⑥）を追加しています。

つきましては、貴会所属病院において「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）によるWEB調査へもれなく入力していただき、随時更新して頂くよう周知及び協力依頼していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（技術総括班）

担当：高橋、竹下

Mail：kansen-2019@mhlw.go.jp

TEL：03-5253-1111（内線8056）